

「とやまの名水」 衛生管理マニュアル



平成 14 年 8 月
(令和 5 年 8 月最終改正)

富山県厚生部生活衛生課

目 次

1	目的	1
2	対象	1
3	実施主体	2
4	管理者の役割	2
5	市町村の役割	5
6	県の役割	12
7	おわりに	13
8	参考情報	15

「とやまの名水」衛生管理マニュアル

1 目的

「とやまの名水」は、県内に数多くある優れた水環境を広く県民に紹介し、水に対する認識の高揚を図ることを目的として、市町村からの推薦をもとに、昭和 61 年 2 月に県が 55 箇所（平成 17 年に 1 箇所が、平成 18 年にはさらに 10 箇所が追加で選定され、現在 66 箇所）を選定したものです。選定に際しては、水質検査結果に基づく飲用の適・不適は条件とせず、故事来歴の有無や住民による保全活動の状況等を勘案し、湧水・井戸のほか、河川・湖沼・滝等の水環境についても選定されたものであります。

しかしながら、選定後に約 16 年が経過し、本県の良い水環境が広く認知される一方で、近年の健康志向や名水ブームとも相まって、「名水」とは、おいしくて健康によい水というイメージが先行する中で、湧水や井戸を水源とする「とやまの名水」箇所へは県内外から多数の人々が訪れ、飲用等に利用している状況にありました。

これらの飲用されている「とやまの名水」は清澄な水であったとしても、自然の水であるため、水道のような水質管理はほとんどなされていない現状にあります。また、比較的浅い箇所の地下水を利用しているため、水質変化に留意する必要があります。

このため、平成 14 年 8 月に、「とやまの名水」の飲用が原因となって発生する健康危機を防止するために必要な、現実的な衛生管理や飲用対策並びに飲用者に対する情報提供策について、マニュアルとして定めたものです。

その後、関係機関の名称変更等に伴う改正を行っていたところですが、策定時には想定していない事例等が生じていることを踏まえ、内容を見直し、平成 30 年 4 月に、本マニュアルを改正し、六価クロム化合物の水質基準値が改正されたことに伴い、令和 2 年 4 月に改正したものです。

2 対象

「とやまの名水」のうち飲用されている箇所

不特定多数の人々が訪れ、飲用に利用している「とやまの名水」を対象とする。なお、汲み上げスポットにおいて別途衛生管理がなされている「富山湾の深層水」は除くもの

とする。

また、「とやまの名水」以外の故事来歴等のある水であって、飲用されているものについても対象とすることが望ましい。

3 実施主体

管理者、市町村、県

上記3者が協力するとともに、それぞれの役割を明らかにして衛生管理を実施する。

なお、管理者とは、飲用されている「とやまの名水」の所在地を管理している者、あるいは「とやまの名水」の給水施設を管理している者をいう。管理者が不明の場合は、所在する市町村が管理者となるものとする。

市町村においては、原則として衛生面について所管している部課を窓口とする。県では、県厚生センター本所及び支所並びに県生活衛生課を窓口とする。

4 管理者の役割

4. 1 情報連絡体制の整備

管理者名、連絡先（通常、夜間休日）を市町村へ連絡

【様式1】

飲用を開始した場合、飲用を中止した場合あるいは管理者名又は連絡先が変更になった場合には、速やかに市町村へ連絡すること。

4. 2 日常的な衛生管理

① 取水施設周辺・飲用場所の清掃及び不審物の有無の確認

【様式2】

管理者は、水を汲むコップやひしゃく等についても清潔なものか確認のうえ、汚れている場合には洗浄、破損している場合には交換すること。

不審物がある場合は、所在する市町村又は警察署等に連絡することも必要である。

なお、衛生状態に懸念がある場合には、「4. 4 健康に影響を及ぼす又はおそれの

ある水質事故の発生時の対応」に従って処理すること。

② 飲用場所における水質の確認（色、濁り、臭い、味、異物） 【様式 2】

水質に異常があるときは、味の確認については省略してもよい。

なお、この場合には、「4. 4 健康に影響を及ぼす又はおそれのある水質事故の発生時の対応」に従って処理すること。

（殺菌消毒装置を使用している場合）

③ 殺菌消毒装置の稼働状況の確認 【様式 3】

殺菌消毒装置は一般細菌や大腸菌等の除去に効果があるが、正常に稼働していなければ十分な効果は期待できない。

塩素消毒装置を使用している場合には、薬剤の使用期限を超えないよう、また冷暗所に保存することや残留塩素の測定を行うことも重要である。

（飲用場所における残留塩素の目標値 遊離残留塩素 0.1mg/L 以上）

なお、殺菌消毒装置が正常に稼働しているかを定期的に確認し、正常に稼働していない場合には、給水の緊急停止等も検討し、飲用しないよう利用者に注意を呼びかけるとともに、殺菌消毒装置のメーカーに修理依頼を行うことも必要である。

4. 3 定期的な衛生管理

市町村が行う定期的な衛生管理への協力

（水質検査、水質検査結果を踏まえた衛生対策、衛生管理のための環境整備）

管理者は、「5. 2 定期的な衛生管理」において、市町村が行う定期的な衛生管理について協力すること。

なお、これらの定期的な衛生管理について管理者自らが実施してもよいが、この際には、市町村や県厚生センター等関係機関と十分協議すること。

（井戸、ポンプ等により水を汲み上げている場合）

取水設備の構造設備の点検

管理者は、井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、井戸のふた、水槽等について、メーカーの推奨する頻度（不明な場合は、概ね2年に1回程度）で点検を行うこと。

定期点検は、設備の機能を長期にわたって維持していくうえで重要である。

なお、定期点検の内容は、電気、機械等の専門的知識が必要なので、電気設備業者やさく井業者等の専門業者と協力して実施する必要がある。

また、費用負担の問題もあるので、市町村と協力して実施することも重要である。

(殺菌消毒装置を使用している場合)

殺菌消毒装置の定期点検の実施

管理者は、電気設備等について、メーカーの推奨する頻度（不明な場合は、概ね2年に1回程度）で点検を行うこと。

定期点検は、殺菌消毒装置の機能を長期にわたって維持していくうえで重要である。

なお、定期点検の内容は、電気、機械等の専門的知識が必要なので、電気設備業者やさく井業者等の専門業者と協力して実施する必要がある。

また、費用負担の問題もあるので、市町村と協力して実施することも重要である。

4. 4 健康に影響を及ぼす又はおそれのある水質事故の発生時の対応

① 飲用場所への立ち入り禁止及び飲用中止の旨の利用者への周知

管理者は、次の例を参考に利用者に周知するものとする。

周知の例

注意

この水は汚染のおそれがあるため、安全性が確認されるまでは飲まないでください。

年 月 日

管理者〇〇〇〇 連絡先 △△-△△△△

② 給水の停止ができる場合は、給水の停止

管理者は、蛇口や止水弁を絞り、給水の停止を行うこと。

③ 市町村への連絡

【様式4】

管理者は、速やかに市町村へ電話で連絡すること。

なお、その後、電子メールあるいはFAX等で様式4を送信すること。

5 市町村の役割

5. 1 情報連絡体制の整備

管理者名及び連絡先を県生活衛生課へ連絡

管理者から連絡があった場合、市町村は速やかに県生活衛生課へ文書で連絡すること。
また、管理者名又は連絡先が変更になった場合にも速やかに文書で県生活衛生課へ連絡すること。

5. 2 定期的な衛生管理

①水質検査の実施

新たに飲用を開始する際には管理者と協議の上、水質検査を行うこと

前年度に実施した水質検査結果を踏まえ実施すること

ア 理化学検査、細菌検査ともに水質基準に適合する場合

理化学検査 年1回以上 細菌検査 年1回以上

イ 細菌検査項目が不適の場合

理化学検査 年1回以上 細菌検査 年3回以上

なお、これらの定期的な衛生管理について管理者自らが実施してもよいが、この際には、市町村や県厚生センター等関係機関と十分協議すること。

市町村は、管理者の協力を得て、水質検査を実施し、その結果をその都度県へ報告すること。管理者自らが水質検査を実施する場合は、その実施分の検査を省略することができる。

【検査項目】理化学検査：亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度（11項目）

細菌検査：一般細菌、大腸菌（2項目）

上記で定める検査項目以外にも周辺の水質状況等から判断して必要となる項目があれば併せて臨時の水質検査を実施することが望ましい。

（例）関係機関等より特定地区の地下水の状況から、影響が懸念される項目があった場合

【検査時期】理化学検査 概ね7月

細菌検査 概ね4月、7月、10月、1月（年1回の場合は概ね7月）

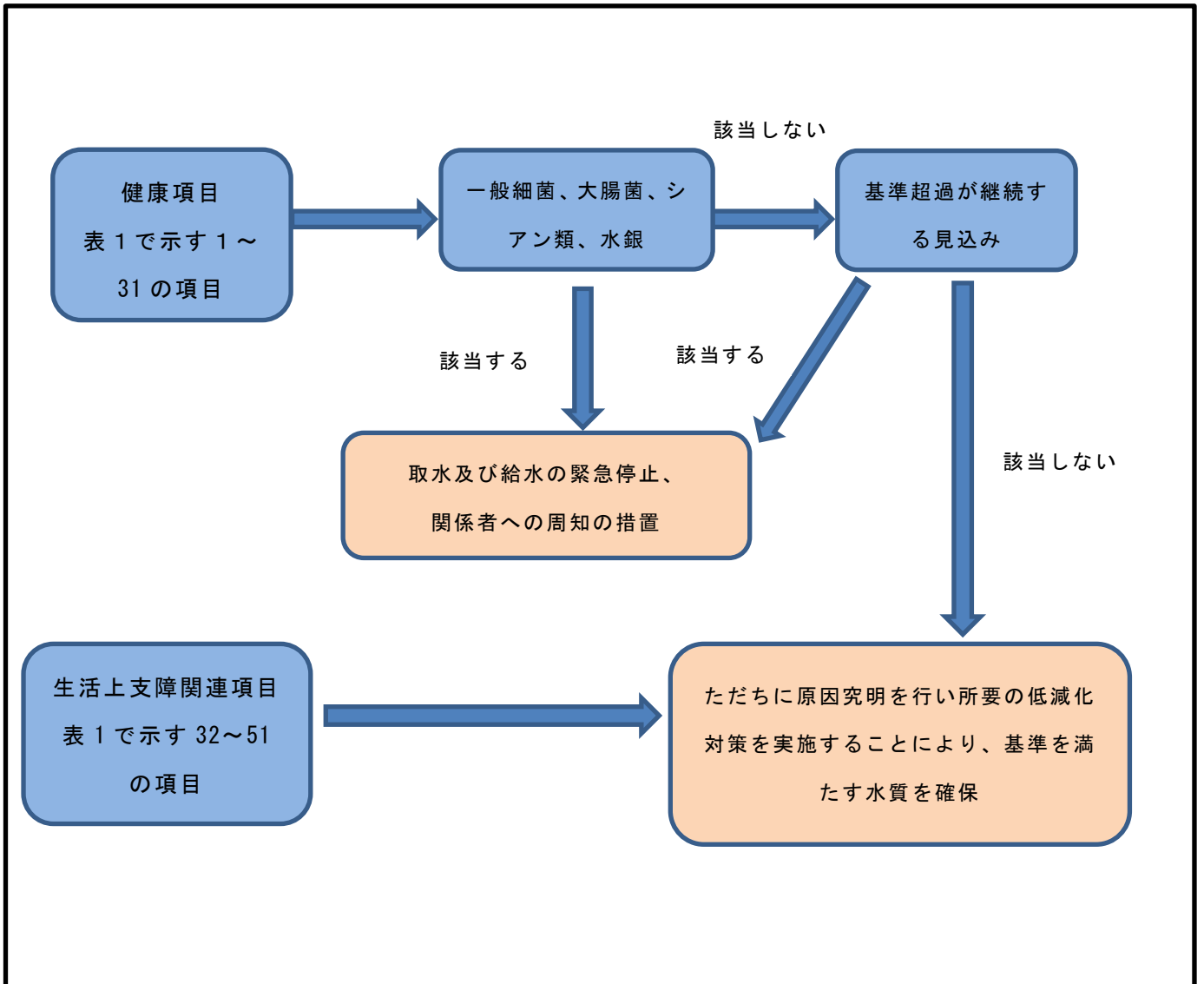
【検査機関】水道法第20条第3項の規定による厚生労働大臣登録検査機関等又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による建築物飲料水水質検査業等

（参考）

前年度の水質検査結果	市町村実施		県実施
	理化学検査	細菌検査	細菌検査
常に水質基準に適合	年1回	年1回以上	年1回（10月）
時折細菌項目が不適	年1回	年3回以上	年1回（10月）

水質検査の結果が不適となった場合は、図1を参考に管理者及び県と協力して原因究明や改善措置を行うこと。

図 1 基準超過項目があった場合のフロー図



注 1) 健康項目の基準値：人の健康の保護の観点から設定したもの

注 2) 生活上支障関連項目の基準値：水道水としての生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定されたもの

なお、自主的に飲用禁止の措置を行う場合には、飲用禁止の看板を掲示することで、水質検査は必要としない。→ 看板の掲示内容は③のとおり。

また、前年度実施した水質検査の結果、常に理化学あるいは細菌検査結果が不適の場合には、市町村が管理者と十分協議の上、自主的な飲用禁止を含めて飲用継続の判断を行うものとする。

②水質検査結果を踏まえた衛生対策の実施

管理者自らが実施してもよいが、この際には、市町村や県厚生センター等関係機関と十分協議すること。

前年度に実施した水質検査結果を評価して、管理者の了解を得て次の対策を講じるものとする。

（常に適合の場合）

飲用継続→安全確認のため、水質検査及び適正な維持管理の実施

（時折不適の場合）

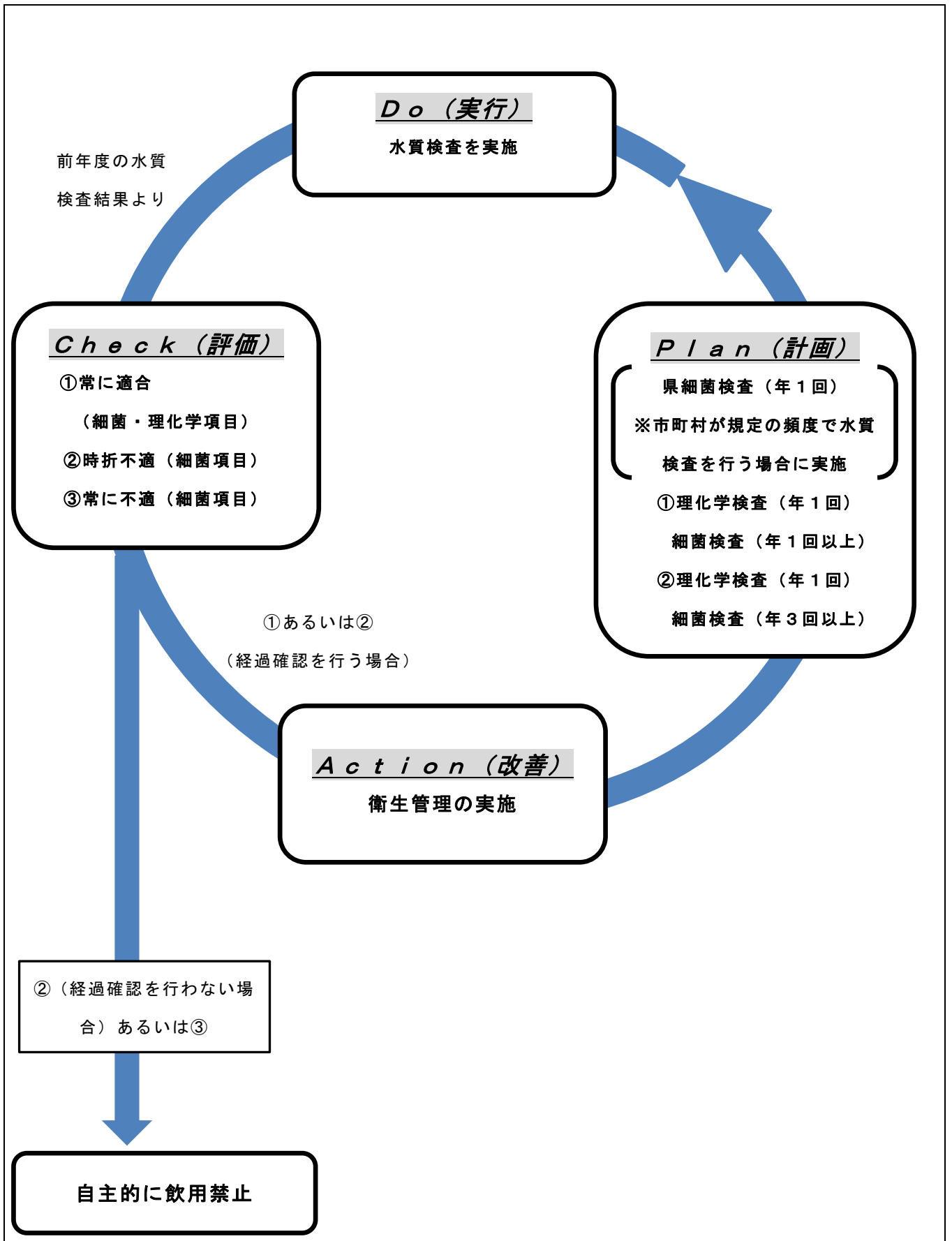
選択肢1 飲用継続→経過確認を行うための水質検査及び適正な維持管理を行って
衛生管理のための環境整備の実施

選択肢2 自主的に飲用禁止→飲用不適の看板の設置（詳細は③のとおり。）

（常に不適の場合）

自主的に飲用禁止→飲用不適の看板の設置（詳細は③のとおり。）

図2 衛生管理・飲用対策サイクル



③管理者名、連絡先及び飲用における注意事項を掲示した看板等の設置

管理者自らが実施してもよいが、この際には、市町村や県厚生センター等関係機関と十分協議すること。

市町村は、管理者の協力を得て、看板を設置すること。なお、看板の設置が困難な場合は既存の看板への追加記載や張り紙の貼付等でも差し支えない。

飲用における注意事項の記載例は次のとおりであるが、他の表現を加えてもよい。

(例えば、故事来歴等の紹介、「敷地内はみなさんのマナーで美しく」)

また、直近の水質検査の結果及び検査年月日を併せて掲示することもよい。

記載例

(水質検査の結果が適の場合)

おねがい

この水は消毒されていないので、生水での飲用はしないでください。

管理者〇〇〇〇 連絡先 △△-△△△△

又は

おねがい

この水は自然に湧き出ている清澄な水ですが、飲用については各自の責任で行ってください。

管理者〇〇〇〇 連絡先 △△-△△△△

又は

(水質検査結果が継続的に適、かつ、衛生管理が適切な場合に限る。)

管理者〇〇〇〇 連絡先 △△-△△△△

(水質検査の結果、一般細菌あるいは大腸菌項目が不適の場合)

おねがい

この水は消毒されていないので、飲用しないでください。

管理者〇〇〇〇 連絡先 △△-△△△△

又は

おねがい

この水は御手洗水です。 (※飲用以外の用途を特定する)

管理者〇〇〇〇 連絡先 △△-△△△△

又は

おねがい

この水は消毒されていないので、生水での飲用はしないでください。

管理者〇〇〇〇 連絡先 △△-△△△△

又は

おねがい

この水は自然の湧水ですが、飲料水ではありません。

管理者〇〇〇〇 連絡先 △△-△△△△

(水質検査の結果、理化学検査項目が不適の場合)

おねがい

この水は□□□の濃度が高い(低い)ので、飲用しないでください。

管理者〇〇〇〇 連絡先 △△-△△△△

④衛生管理のための環境整備の実施(必要に応じて)

市町村は、管理者と協力して、環境整備を実施すること。なお、管理者自らが実施してもよいが、この際には、市町村や県厚生センター等関係機関と十分協議すること。

水質検査のうち、細菌検査の結果が不適となる場合であって、飲用を継続したい場合に実施すること。

なお、細菌検査結果に関わらず、一層の衛生確保を図るために実施してもよい。

環境整備の具体的な内容については、周辺環境を含めて総合的に判断することが重要であるので、県厚生センター等関係機関と十分協議すること。

また、殺菌消毒装置の設置については、設置後の維持管理や費用負担についても考慮しておくことも必要である。

・環境整備の主な内容

塩素消毒装置の設置

紫外線殺菌装置の設置

膜ろ過装置の設置

水源からの取水管や取水柵の整備

取水施設周辺や飲用場所の整備等

取水施設周辺・飲用場所にみだりに人畜が立ち入らないような柵等の設置

5. 3 健康に影響を及ぼす又はおそれのある水質事故の発生時の対応

県厚生センター又は富山市保健所等への連絡

管理者から連絡を受けた場合市町村は、速やかに所在地を管轄する県厚生センター又は支所へ電話、電子メール及びFAXで連絡すること。

なお、富山市に所在する「とやまの名水」の場合は、富山市担当課へ連絡すること。

富山市担当課は健康危機情報を入手したときは県生活衛生課に速やかに連絡するものとする。

6 県の役割

6. 1 情報連絡体制整備

県生活衛生課は、管理者名及び連絡先をもとに連絡名簿を作成し、市町村及び県の関係課に配付し、情報連絡体制を整備する。

また、作成した連絡先名簿について、適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努める。

6. 2 定期的な衛生管理

市町村が衛生管理・飲用対策サイクルで示す頻度で水質検査を行う場合に、県は細菌検査1回分を行政検査として実施する。県が行う細菌検査項目は一般細菌及び大腸菌とする。県は、行政検査結果について、市町村に情報提供する。

県は、新たに飲用され始める名水について、飲用開始前に水質基準項目のうち必要な項目の検査をする。

県生活衛生課は、衛生管理状況について定期的に把握するとともに、参考となる事例について市町村や管理者に対する情報提供を行う。

県は、管理者や市町村からの技術的な相談に対応する。なお、相談内容によっては、専門家に対して意見を伺う。

また、問題発生 of 未然防止のため、市町村と一体となって、管理者に対する指導や利用者に対する水質検査結果等の情報提供を行う。

6. 3 健康に影響を及ぼす又はおそれのある水質事故の発生時の対応

県生活衛生課は、富山県飲料水健康危機管理実施要領に基づき対応を行う。

6. 4 調査研究の実施

県生活衛生課は、一層の衛生管理・飲用対策を進めるため、関係者の協力を得て、衛生管理に関する調査研究を行う。

6. 5 情報交換会の開催

県生活衛生課は、衛生管理に関する情報提供や意見交換及び具体的な案件に関する対策等について協議を行うため、管理者、市町村、県、専門家及び飲用者の代表をメンバーとする「とやまの名水」ネットワーク協議会を定期的に開催（書面による情報提供や意見交換及び協議を含む。）する。

7 おわりに

本県は立山連峰などの峰々に源を発する大小数多くの河川を有し、また、森林が県土の67%を占めているなど、大変良好な水環境に恵まれています。

その一方で、いわゆる名水に対する県内外の人々の関心も高まってきております。

「とやまの名水」の飲用については、飲用者の自己責任に負うところが多いと考えられますが、本マニュアルの活用により、現実的な衛生管理と飲用者に対する情報提供を実施

することが重要と考えられます。

豊かで良質な「とやまの名水」が飲用水に特化することなく、水に対する認識の高揚を図る親水として、また、県民共通の財産として永く保全されることを願って止みません。

8 参考情報

8.1 参考様式

様式 1

年 月 日

○ ○ ○市（町村）△ △ △課 御中

届出者住所

届出者氏名

「とやまの名水」の管理者等の届け出について

（ 飲用を開始
飲用を中止
連絡先等を変更 ）

したため、次のとおり届け出ます。

記

- 1 「とやまの名水」の名称
- 2 管理者名（法人又は組合にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 3 飲用されている「とやまの名水」の汚染が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合の連絡先
 - (1) 通常
 - ア 連絡先の名称又は担当者名
 - イ 電話番号
 - ウ FAX番号
 - エ メールアドレス
 - (2) 夜間、休日
 - ア 連絡先の名称又は担当者名
 - イ 電話番号
 - ウ FAX番号
 - エ メールアドレス

日常的な衛生管理結果記録表

年 月 日	飲用場所等の衛生状態の確認 (正常又は実施○、異常×)				水質の確認 (正常○、異常×)					点 検 者	その他特 記事項(講 じた処置 等)
	取水施設 周辺 の清掃	飲用場所 の清掃	ひしゃく の洗浄及 び外観	不審物 の有無	色	濁り	臭い	味	異物		

日常的な衛生管理結果記録表（殺菌消毒装置関係）

年 月 日	紫外線殺菌装置の稼働状況の確認 (正常○、異常×)				塩素消毒装置の稼働状況の確認 (正常○、異常×)					点 検 者	そ の 他 特 記 事 項 (講じた 処置等)
	電 源	ランプ の 点 灯	外 観 の 異 常	積 算 点 灯 時 間	電 源	消 毒 液 の 量	外 観 の 異 常	異 音 の 発 生	残 留 塩 素 濃 度		

至急

年 月 日

〇 〇 〇市（町村）△ △ △課 御中

届出者住所

届出者氏名

連絡先 tel

飲用されている「とやまの名水」に健康に影響を及ぼす又はおそれのある水質事故が発生したため、下記のとおり連絡します。

記

1 健康に影響を及ぼすおそれが生じた「とやまの名水」の名称

2 健康に影響を及ぼすおそれが生じた「とやまの名水」の所在地

3 発生日時 年 月 日 午前・午後 時 分

4 水質異常の有無 なし ・ あり（内容 ）

5 被害の発生状況

6 講じた処置等 立ち入り禁止 ・ 給水停止 ・ その他（ ）

7 その他特記事項

8. 2 水質基準一覧

表 1 水質基準一覧

番号	項目	基準値	備考	
1	一般細菌	1mL の検水で形成される集落数が 100 以下	病原微生物の代替指標	
2	大腸菌	検出されないこと		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下	無機物／重金属	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L 以下		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L 以下		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L 以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下		
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下		一般有機物
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/以下		
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下		
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	消毒副生成物	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下		
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下		
26	臭素酸	0.01mg/L 以下		

27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下	着色
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下	
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下	味
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下	着色
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	味
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	発泡
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	かび臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	発泡
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下	臭気
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	味
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	基礎的性状
48	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5 度以下	
51	濁度	2 度以下	

注1) 太字：県が定める飲用井戸の定期水質検査項目

注2) 消毒を行っていない場合には 21～31 の項目の検査は不要

注3) 水源が湖沼等水が停滞しやすい表流水でない場合は 42 及び 43 の項目の検査は不要

8. 3 飲用されている「とやまの名水」一覧

表2 飲用されている「とやまの名水」一覧

No.	市町村名	名水の名称	所在地	備考
1	富山市	いしくらまち えんめいじぞう みず 石倉町の延命地藏の水	富山市石倉町	
2	"	とのさましょうず 殿様清水	富山市春日	
3	高岡市	かげな いど 影無し井戸	高岡市末広町	
4	"	ゆみ しょうず 弓の清水	高岡市常国	
5	"	けた じんじゃ せいせん 氣多神社の清泉	高岡市伏木一宮	
6	魚津市	うおづえきまえ みず 魚津駅前の「うまい水」	魚津市釈迦堂	
7	氷見市	じょうにちじ かのんぼさつれいすい 上日寺の観音菩薩霊水	氷見市朝日本町	
8	黒部市	しょうず さと 清水の里	黒部市生地	
9	"	しんめいまち きょうどうあら ば 神明町の共同洗い場	黒部市生地	
		しんでん しょうず 神田の清水	"	
		こうぼう しょうず しんめいまちひがし 弘法の清水（神明町東）	"	
		とのさましょうず 殿様清水	"	
		こうぼう しょうず あいものちよう 弘法の清水（四十物町）	"	
		しみずあん しょうず 清水庵の清水	"	
10	"	おりたて れいすい 下立の霊水	黒部市宇奈月町下立	
11	"	むらつばき ひだ しょうず 村椿（飛驒）の清水	黒部市飛驒	
12	"	めいすいこうえん しょうず 名水公園の清水	黒部市生地中区	
13	"	はこね しょうず 箱根の清水	黒部市長屋	
14	砺波市	うりわりしょうず 瓜裂清水	砺波市庄川町金屋	
15	小矢部市	はとしみず 鳩清水	小矢部市埴生	
16	南砺市	まるいけ 丸池	南砺市新屋	
17	射水市	たんじょうじ たんじょうすい 誕生寺の誕生水	射水市島	
18	上市町	こうぼうだいし しみず 弘法大師の清水	上市町護摩堂	
19	"	おおいわにつせきじ ふじみず 大岩日石寺の藤水	上市町大岩	
20	"	あなんたん れいすい 穴の谷の霊水	上市町黒川	
21	立山町	たてやまたまどの ゆうすい 立山玉殿の湧水	立山町室堂	
22	入善町	たかせゆうすい にわ 高瀬湧水の庭	入善町高瀬	

8. 4 関係市町村及び県の衛生担当課一覧

表 3 関係市町村衛生担当課一覧

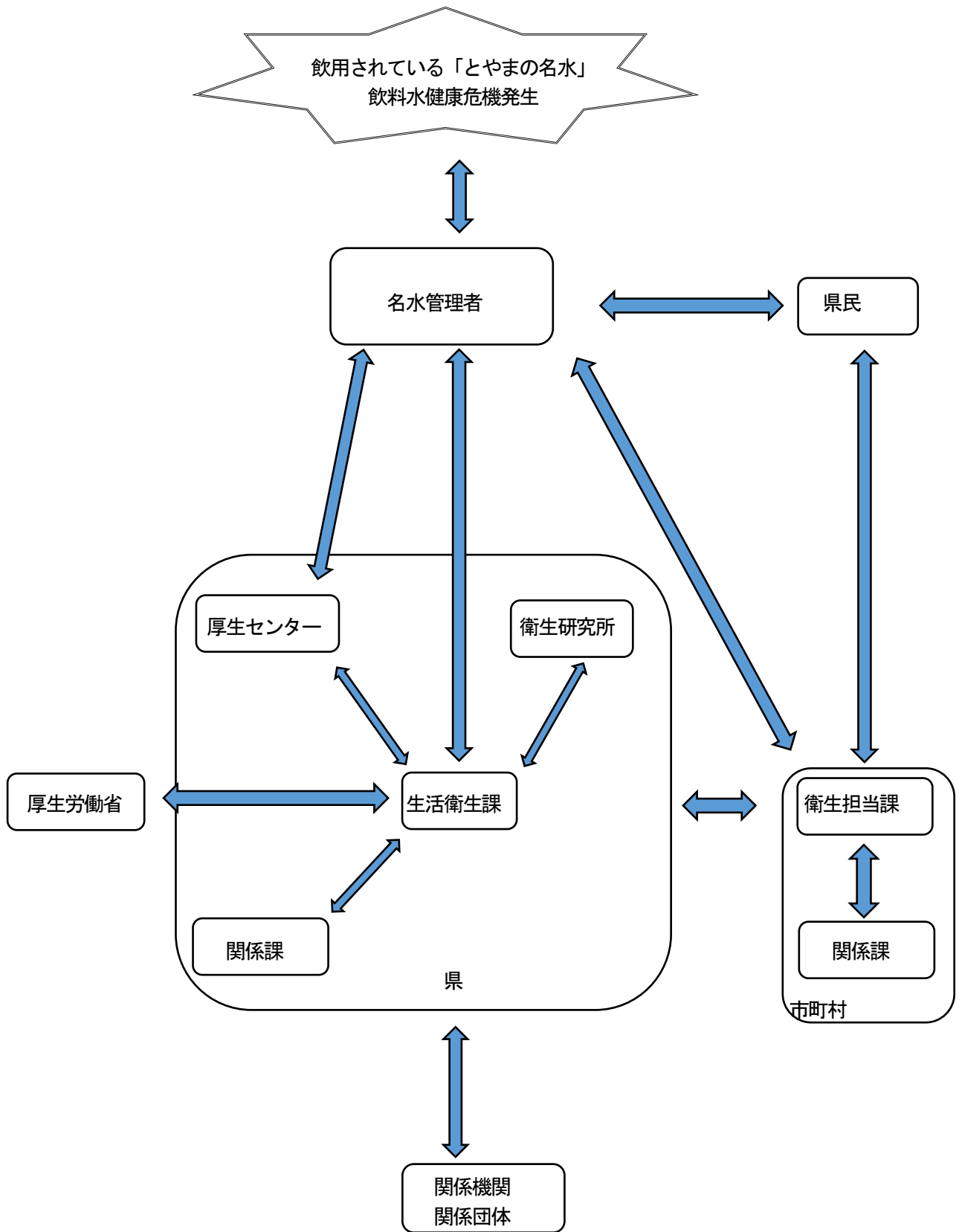
市町村	所属部課名	住 所	電話番号	FAX番号
富山市	富山市保健所生活衛生課	富山市蜷川459-1	076(428)1154	076(428)1157
	環境部環境保全課	富山市新桜町7-38	076(443)2086	076(443)2087
高岡市	生活環境文化部環境政策課	高岡市長慶寺640	0766(22)3212	0766(22)2341
魚津市	民生部生活環境課	魚津市釈迦堂1-10-1	0765(23)1004	0765(23)1092
氷見市	市民部環境防犯課	氷見市鞍川1060	0766(74)8065	0766(74)8104
黒部市	市民福祉部市民環境課	黒部市三日市1301	0765(54)2501	0765(54)9145
砺波市	福祉市民部市民生活課	砺波市栄町7-3	0763(33)1372	0763(33)6818
小矢部市	民生部生活環境課	小矢部市本町1-1	0766(67)1760	0766(67)2033
南砺市	市民協働部生活環境課	南砺市荒木 1550	0763(23)2035	0763(52)3680
射水市	市民生活部環境課	射水市新開発410-1	0766(51)6624	0766(51)6656
上市町	町民課	上市町法音寺1	076(472)2315	076(472)1115
立山町	住民課	立山町前沢2440	076(462)9963	076(464)1147
入善町	住民環境課	入善町入膳3255	0765(72)1824	0765(74)2364


表 4 県の衛生等関係機関一覧

所属名	住 所	電話番号	FAX番号
生活衛生課	富山市新総曲輪1-7	076(444)3231	076(444)3497
環境保全課	富山市新桜町5-3	076(444)3146	076(444)3481
新川厚生センター	黒部市堀切新343	0765(52)1224	0765(52)4440
同 魚津支所	魚津市本江1397	0765-24-0359	0765(24)9220
中部厚生センター	中新川郡上市町横法音寺40	076(472)1234	076(473)0667
高岡厚生センター	高岡市赤祖父211	0766(26)8416	0766(26)8464
同 射水支所	射水市戸破1875-1	0766(56)2666	0766(56)5494
同 氷見支所	氷見市幸町34-9	0766(74)1780	0766(74)0374
砺波厚生センター	南砺市高儀147	0763(22)3511	0763(22)7235
同 小矢部支所	小矢部市綾子5532	0766(67)1070	0766(67)4270

8. 5 飲料水健康危機発生時等の連絡体制

図3 飲料水健康危機発生時等の連絡体制



：  : 情報の流れ